

第 19 回 新得町地域公共交通活性化協議会議案

と き 平成 29 年 8 月 23 日（水） 14：00～

ところ 新得町役場 3 階 大会議室

会議次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 新委員の紹介

4 報告事項

報告第 1 号 経過報告 2

報告第 2 号 平成 28 年度新得町地域公共交通活性化協議会
会計決算及び監査報告について 3

報告第 3 号 平成 28 年 10 月～平成 29 年 7 月のコミュニ
ティバス利用状況 4

5 議 題

議案第 1 号 地域内フィーダー系統確保維持計画について 6

議案第 2 号 道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9
条 2 項に掲げる協議について 14

6 そ の 他

7 閉 会

新得町地域公共交通活性化協議会 委員名簿

平成29年8月23日現在

	分野	所属団体名等	役職	氏名	備考
1	計画策定	新得町	副町長	金 田 將	新
2	道路管理者	帯広開発建設部道路計画課	課長	瓜 生 和 幸	
3		十勝総合振興局帯広建設管理部鹿追出張所	所長	田 中 孝 幸	新
4	公共交通事業者	北海道拓殖バス株式会社	営業課長	小 森 明 仁	
5		新得ハイヤー有限公司	社長	石 畑 政 俊	
6		北海道旅客鉄道株式会社新得駅	駅長	小 野 寺 康 弘	
7		北海道地方交通運輸産業労働組合協議会 十勝地区交通運輸産業労働組合協議会	副議長	高 橋 敏 朗	
8	利用者代表	新得町商工会	会長	湯 浅 悟 史	
9		屈足商工振興協議会	会長	竹 浦 隆	
10		新得町観光協会	会長	岩 野 光 一	新
11		新得町PTA連合会	会長	箕 浦 孝 一	新
12		社会福祉法人 新得町社会福祉協議会	会長	赤 木 英 俊	
13		新得町女性団体連絡協議会	会長	中 井 由 利 子	
14		新得市街地区連合町内会	会長	青 柳 茂 行	
15		屈足連合町内会	理事	片 桐 浅 夫	
16		すこやかクラブ	会長	北 敏 夫	
17		報徳クラブ	会長	菅 野 益 二 郎	
18		株式会社福原 新得店	店長	国 重 雅 浩	新
19		株式会社福原 屈足店	店長代理	佐々木 真記子	
20		新得クリニック	事務課長	福 木 琢 也	
21		新得診療所	院長	佐 藤 夏 子	
22		サホロクリニック	事務長	若 林 尚	
23	運輸局	北海道運輸局 帯広運輸支局	首席運輸企画専門官	笹 治 忍	新
24	警察	新得警察署	交通課長	伊 達 辰 幸	
25	北海道	十勝総合振興局地域創生部地域政策課	課長	小 林 達 也	新
	事務局長	新得町地域戦略室	室長	東 川 恭 一	
	事務局員	新得町地域戦略室地域戦略係	係長	清 野 能 伸	
			主事	草 野 悠	
			主事	飯 田 美 穂	

報告第1号

経 過 報 告 （第18回協議会以降）

平成29年度

○4月24日 第18回新得町地域公共交通活性化協議会の開催（書面会議）

- ・地域密着型特別養護老人ホーム「ひろね」の開所により、新たに「ひろね前」に停留所を加えた。
- ・近隣住民の利便性向上を図るため、一部運行経路を変更し、「瀬戸内商事前」の停留所を「広和」に移設した。
- ・6月1日より実施。

○7月24日

- ・平成28年度の台風10号により迂回ルートとしていた学校通の復旧が完了したため、新得小学校の臨時停留所を廃止し、従前のルートである「やすらぎ荘」に戻した。

報告第 2 号

平成 28 年度新得町地域公共交通活性化協議会会計決算報告について

平成 28 年度新得町地域公共交通活性化協議会会計決算について、下記のとおり報告する。

【 歳 入 】

(単位:円)

款	項	目	予算額	決算額	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	0	0	
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	798	798	
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入	0	0	
合計			798	798	

【 歳 出 】

款	項	目	予算額	決算額	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	0	0	
	2 事務費	1 事務費	0	0	
2 事業費	1 事業費	1 事業費	0	0	
3 予備費	1 予備費	1 予備費	798	0	
合計			798	0	

※残額 798 円については、次年度へ繰り越すこととする。

平成 28 年度新得町地域公共交通活性化協議会会計について、平成 29 年 8 月 21 日に、収支伝票、預金通帳等を監査したところ、適正に処理されていることを認めます。

平成 29 年 8 月 23 日

監事

中井 由利子



監事

箕浦 孝一



報告第3号

平成28年10月～平成29年7月のコミュニティバス利用状況

1. 1日あたりの乗車数 <別紙1>

(1) 総計（新得市街地＋屈足地区）

平成28年10月から平成29年7月にかけて、前年度同月と比較すると概ね利用者は増加している。現在、目標の21.6人/日（10月～11月、4月～7月）及び、26.9人/日（12月～3月）以上の乗車数を維持している。

(2) 新得市街地

特に西地区から、東地区へ、日常の食料や日用品の買い物目的に利用する方が多く、午前中の2便を行きに、3便を帰りに利用する方が多くいる。

(3) 屈足地区

特に通院目的、会合やクラブ等で利用される方が多く、路線バスと相互利用している方が多くみられる。夏にかけては、子どもたちの利用で乗客数が増加している。

（表1 補助年度別月別1日当たりの利用者数（単位：人/日））

	H28 補助年度			H29 補助年度		
	新得市街地	屈 足	合 計	新得市街地	屈 足	合 計
10月	13.8	14.0	27.8	14.8	11.5	26.3
11月	14.0	12.6	26.6	17.7	9.5	27.2
12月	18.6	13.2	31.8	20.6	10.0	30.6
1月	16.4	12.4	28.8	19.0	9.9	28.9
2月	17.5	11.0	28.5	19.0	11.1	30.1
3月	15.8	11.1	26.9	17.9	12.7	30.6
4月	15.1	11.7	26.8	19.3	10.8	30.1
5月	13.0	13.7	26.7	18.9	14.0	32.9
6月	16.0	15.7	31.7	17.9	13.1	31.0
7月	14.3	13.6	27.9			
8月	13.8	12.2	26.0			
9月	12.9	10.0	22.9			

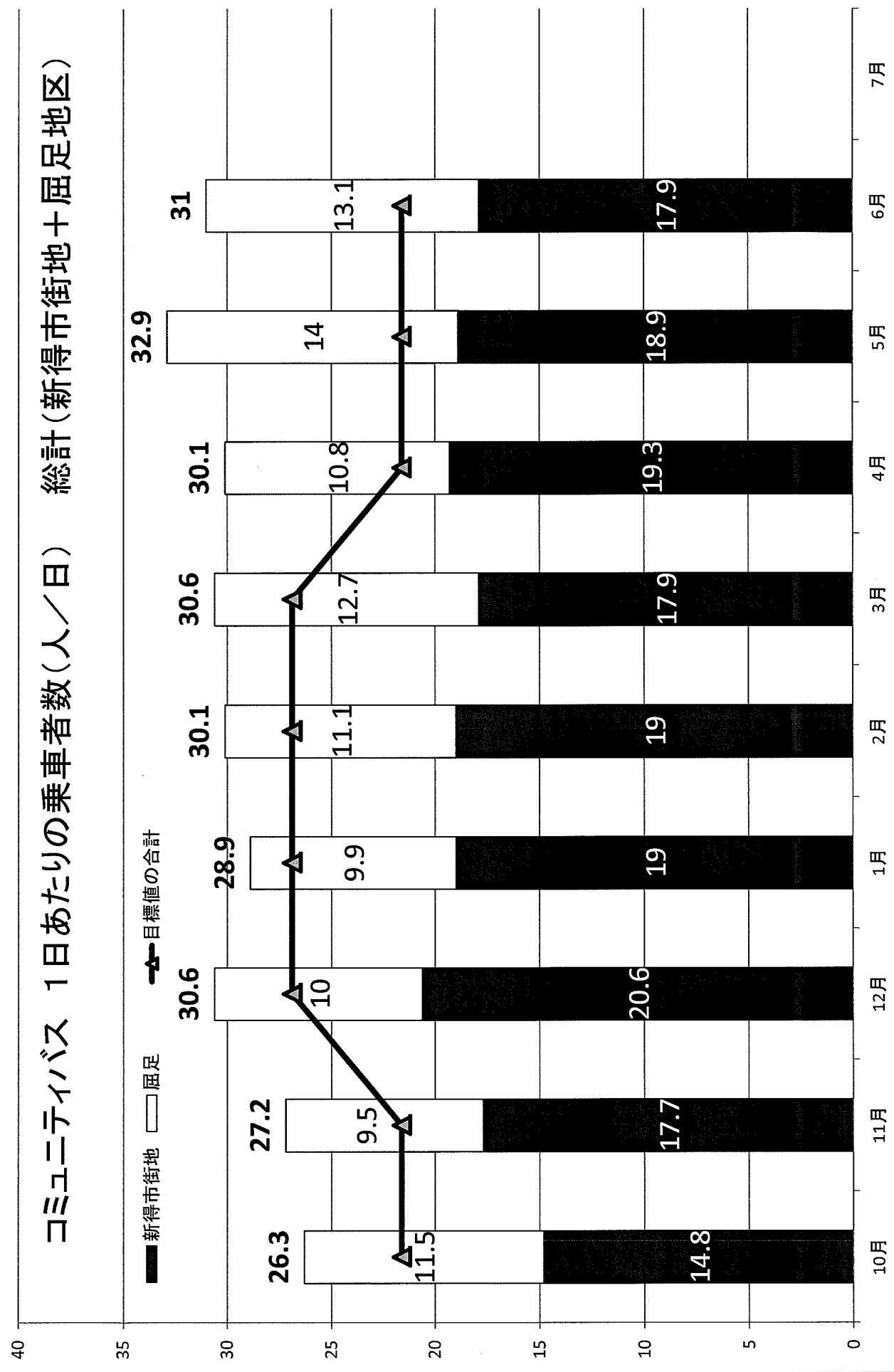
2. 利用の多いバス停

新得駅、フクハラ新得店、相馬商店、グループホームさくら、サホロクリニック、つつじヶ丘公園、若草会館前、さくら中央、西和北、新得クリニック、エーコープ前、温水プール、公民館前、新得郵便局、親和、柏町1丁目、あいの郷ふれあい、屈足常盤、永福寺前、親友北、屈足22号、屈合総合会館前、親友2、立教寺前、ムラカミ石油、幸町4丁目など

3. 屈足早朝便の利用状況

屈足から帯広方面の高校へ通うために利用する学生及び、帯広方面への通院目的等により、最大で12名が利用している。

コミュニティバス 1日あたりの乗車者数(人/日) 総計(新得市街地+屈足地区)



平成 3 0 年度

地域内フィーダー系統確保維持計画

平成 2 9 年 8 月

新得町地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

新得町は、ＪＲ石勝線、根室線を走る列車が交差する新得駅があり、鉄道交通は、帯広方面、札幌方面へ重要な交通手段となっています。また路線バスは、新得市街地から屈足市街地、他町の清水町、鹿追町、音更町、帯広市へ運行しており、幹線の交通については、一定の公共交通サービスを充足しているものと考えられていましたが、幹線へつなげるフィーダー交通がないため、住宅地と幹線交通の駅や停留所に距離があり、公共交通が利用しにくい状況となっていました。

この状況を踏まえ、平成 24 年度には、10 月、2 月にコミュニティバスの実証運行を行ったところ、多くの方に利用され、住民の移動手段として、公共交通の必要性が十分確認されました。平成 25 年 10 月からコミュニティバスそばくるが運行開始し、有料にも関わらず、多くの方に利用いただいております。住民の移動手段としての公共交通の必要性が十分に確認されています。ＪＲや既存路線バスの幹線交通との接続を充実させたフィーダー交通（コミュニティバス）の確保維持は不可欠となっています。

住民が将来にわたって住み続けたいと思われる町を実現するため、また、今後のさらなる高齢化に向けた対策としても、コミュニティバスそばくるは、重要な役割を担っています。

平成 29 年度地域内フィーダー系統確保維持計画では、平成 27 年 6 月から平成 28 年 5 月までのコミュニティバスの実績を基に、過去データの 5%増の目標を設定しましたが、平成 30 年度地域内フィーダー系統確保維持計画では、平成 28 年 6 月から平成 29 年 5 月までのコミュニティバスの実績を基に、4 月～11 月の積雪がない期間については、実績の 5%増の目標を設定し、コミュニティバスの利用促進策等により目標の達成を目指します。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 目標

○コミュニティバスの利用者数

4 月～11 月（積雪のない期間）

新得市街地 16.0 人/日（実績）→16.8 人/日（目標）

屈足地区 12.2 人/日（実績）→12.8 人/日（目標）

合計 29.6 人/日（目標）

12 月～3 月（積雪のある期間）

新得市街地 19.1 人/日（実績）→19.1 人/日（目標）

屈足地区 10.9 人/日（実績）→10.9 人/日（目標）

合計 30.0 人/日（目標）

(2) 効果

○自家用車を持たない、または利用できない高齢者等の交通弱者の通院や買物等を目的とする生活交通が確保され、外出機会の促進が図られる。

○幹線交通とフィーダー交通の連携を強化することにより、公共交通の利用拡大を図り、安全で安心して暮らせる交通環境を確保する。

3. 地域公共交通確保維持事業に係る目標を達成するために行う事業及びその実施主体
コミュニティバス「そばくる」の運行（事業者）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別紙「表 1」参照

5. 地域公共交通確保維持に要する費用の総額、負担者及びその負担額

新得町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

北海道拓殖バス株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

運転手により利用者数を記録し、事業者が集計し、協議会へ報告。

8. 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組を行う場合にあつて、当該取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

地域内フィーダー系統確保維持計画なので該当なし。

9. 別表 1 及び別表 3 の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

地域内フィーダー系統確保維持計画なので該当なし。

10. 別表 1 及び別表 3 の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

地域内フィーダー系統確保維持計画なので該当なし。

11. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

別紙「表 5」及び「交通不便地域の区分地図」参照

12. 車両の取得に係る目的・必要性

車両の取得を行わないため記載なし。

13. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

車両の取得を行わないため記載なし。

14. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

車両の取得を行わないため記載なし。

15. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

該当しないため、記載なし。

16. 協議会の開催状況と主な議論

（1）平成29年1月16日（月）

第17回新得町地域公共交通活性化協議会

主な内容 ・ 地域公共交通確保維持事業に係る地域内フィーダー系統
確保維持計画の事業評価について

（2）平成29年4月24日（月）

第18回新得町地域公共交通活性化協議会（書面開催）

主な内容 ・ 地域公共交通確保維持事業に係る地域内フィーダー系統
確保維持計画の一部変更について

（3）平成29年8月23日（水）

第19回新得町地域公共交通活性化協議会

主な内容 ・ 地域公共交通確保維持事業に係る地域内フィーダー系統
確保維持計画の申請について

17. 利用者等の意見の反映の状況

- ・ 平成24年10月全町民へ公共交通に関するアンケート実施
- ・ 平成24年10月コミバス実証運行時に利用者へアンケート実施
- ・ 平成25年2月コミバス実証運行時に利用者へアンケート実施
- ・ 平成26年11月コミバス運行時に利用者へアンケート実施
- ・ 利用者代表である当協議会の委員からの意見を反映

18. 協議会メンバーの構成

別紙「新得町地域公共交通活性化協議会 委員名簿」参照

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

平成30年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様 の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)
新得町	北海道拓殖バス株式会社	(1) 新得市街地線	JR新得駅 前	新得公民館 前	JR新得駅 前	往 km 復 km	296 日	1,480.0 回		路線定期運行	②(1)	JR北海道根室本線新得 駅との接続したダイヤの 設定	③
	北海道拓殖バス株式会社	(2) 屈足地区線	JR新得駅 前	屈足総合会 館前	JR新得駅 前	往 km 復 km	296 日	888.0 回		路線定期運行	②(1)	JR北海道根室本線新得 駅との接続したダイヤの 設定	③
						往 km 復 km	日	回					
						往 km 復 km	日	回					
						往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	新得町
------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	6,653
交通不便地域	6,653

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
6,653	新得町全域	過疎地域自立促進特別措置法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
6,653	$6653人 \times 100 \times 1 + 200万円 = 2665千円$	2,665 千円

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領（2.（1）⑭）に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

新 得 町 長 様

住 所 河東郡音更町字然別北5線西37番地
申請者 会社名 北 海 道 拓 殖 バ ス 株 式 会 社
氏 名 代 表 取 締 役 中 木 雄 三 郎

平成30年度 新得町コミュニティバス運行事業補助金交付申請・実績報告書 シミュレーション

平成30年度新得町地域公共交通活性化協議会路線補助金の交付を関係書類を添えて、次のとおり申請致します。

記

1. 交付を受けようとする補助金の額

運行系統数	補助金の額
2	金6,878,000円

2. 補助金の交付を受けようとする理由

新得町地域公共交通活性化協議会、地域内フィーダー系統確保維持計画の公共交通環境整備

3. 事業期間

平成28年4月1日から平成28年9月30日

4. 補助事業社の補助対象期間における損益の実績【地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)】

補助対象期間の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	263,048 千円	営業外収益	2,802 千円	経常収益(イ)	265,850 千円
	営業費用	416,956 千円	営業外費用	554 千円	経常費用(ロ)	417,510 千円
	営業損益	△ 153,908 千円	営業外損益	2,248 千円	経常損益	△ 151,660 千円
補助対象期間の 実車走行キロ (ハ)	km 1,573,239.7	補助対象期間の サービス提供時間 (デマンドバス型)(ハ)	時間	経常収支率	63.67 %	

5. 平成28年度実績キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 実車キロ当たり経常費用 ロ÷ハ＝ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
北北海道	265 円 .38 銭	278 円 .29 銭	265 円 .38 銭	168 円 .98 銭

6. 平成28年度計画キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2)) ² ＝ニ'	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ'	キロ当たり経常収益 ト'
北北海道	280 円 .79 銭	278 円 .29 銭	278 円 .29 銭	178 円 .01 銭
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭

7. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		計画実車走行キロ	計画補助対象経常費用の見込額 二'×B以下の額:C	計画補助対象系統の経常収益の見込額 D
			起点	主な経由地	終点			A				
北海道	第1号	新得市街地線	JR新得駅前	新得公民館前	JR新得駅前	296 日	1,480.0 回	往 11.6km 復 11.6km	(平均)	17,612.0km	4,901,243円	396,238円
北海道	第2号	屈足地区線	JR新得駅前	屈足総合会館前	JR新得駅前	296 日	888.0 回	往 24.2km 復 24.2km		21,489.0km	5,980,173円	278,936円
						日	回	往 km 復 km	km	km	円	円
						日	回	往 km 復 km	km	km	円	円
						日	回	往 km 復 km	km	km	円	円
						日	回	往 km 復 km	km	km	円	円
合 計		2系統						往 35.8km 復 0.0km	35.8km	39,101.0km	10,881,416円	675,174円

補助ブロック名	申請番号	補助対象経費の1/2 C-D×1/2=E	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額) F	(平成28年度実績) 実車走行キロ B'	(平成28年度実績) 補助対象費用 C'	(平成28年度実績) 補助対象系統の 経常収益 D'	(平成28年度実績) 経常費用から経常 収益を控除した額 G	損失額から国庫補 助額を控除した額 G-F=H	市区町村 負担額
北海道	第1号	2,252.5 千円		17,612.0km	4,673,872 円	458,271円	4,215,601円		
北海道	第2号	2,850.5 千円		21,489.0km	5,702,750 円	375,225円	5,327,525円		
		千円		km					
		千円		km					
		千円		km					
合 計		5,103 千円	2,665 千円	39,101.0km	10,376,622円	833,496円	9,543,126円	6,878,126円	6,878,000円

運行費用額合計	平成30年度 国庫補助金額	損益額から国庫 補助額を控除し た額	平成27年度予算 新得町補助額	補助金額の内 年度予算に 該当させる額	運行費 以外の補助額	新得町に 対する補助 申請額
9,543,126円	2,665,000円	6,878,000円	0円	6,878,000円	0円	6,878,000円

【記載要領】

- 3の事業期間で算出した経費を基に清水町該年度の補助金額を算出すること。
別表の算出表を添付する事すること。
- (P)の運行費以外の補助額については別紙詳細を添付すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

議案第 2 号

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条 2 項に掲げる協議 新得町コミュニティバス運賃（協議運賃）について

新得町コミュニティバス運賃については大人が 1 0 0 円（全区間均一）小学生、中学生が 5 0 円（消費税込）として整理しておりますが、利用者の利便性の向上及び更なる利用者の増加を促すため、新たな割引運賃として以下 2 点について、道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条 2 項に掲げる協議を図るものです。

(1) 回数券の導入

- ・発行者及び販売者：拓殖バス株式会社
- ・販売価格：12 枚つづり 1, 0 0 0 円（小中学生・障がい者は 5 0 0 円）
- ・販売場所：拓殖バス株式会社営業所内、バス車内
- ・有効期限：なし
- ・販売開始日：平成 2 9 年 1 0 月 1 日

(2) 無料運行デーの実施

- ・実施日：毎月第 4 土曜日（当該日が祝日の場合はその前週の土曜日）
- ・実施期間：平成 2 9 年 1 0 月から通年

以上より、道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条 2 項に掲げる協議（様式 11）については、別記のとおりです。

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条 2 項に掲げる協議
新得町コミュニティバス運賃（協議運賃）について

1、協議が整っている路線又は営業区域
別紙運行系統図のとおり

2、協議が整っている運行系統又は運送の区間

新得市街地線	起点：JR 新得駅前	主な経由地：新得公民館前
	終点：JR 新得駅前	(11.9 km)
屈足地区線	起点：JR 新得駅前	主な経由地：屈足総合会館前
	終点：JR 新得駅前	(24.2 km)
屈足線②	起点：幸町 4 丁目	主な経由地：かえで団地
(屈足早朝便)	終点：JR 新得駅前	(8.4 km)

3、協議が整っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

※表記はすべて税込とする。

100 円（全区間均一）小学生、中学生 50 円、身体障害者・知的障害者は半額。

○乗継割引

新得市街地線から屈足地区線及び屈足地区線から新得市街地線に乗り継ぐ場合、継続乗車時に限り 100 円とする。

○回数券

12 枚つづりで大人 1,000 円、小学生、中学生 500 円、身体障害者・知的障害者は半額とする。

○無料運行

毎月第 4 土曜日の運賃は無料とする。当該月の第 4 土曜日に当たる日が祝日の場合は、その前週の土曜日を無料とする。

6、適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その他の条件

平成 29 年 10 月 1 日より通年

以 上